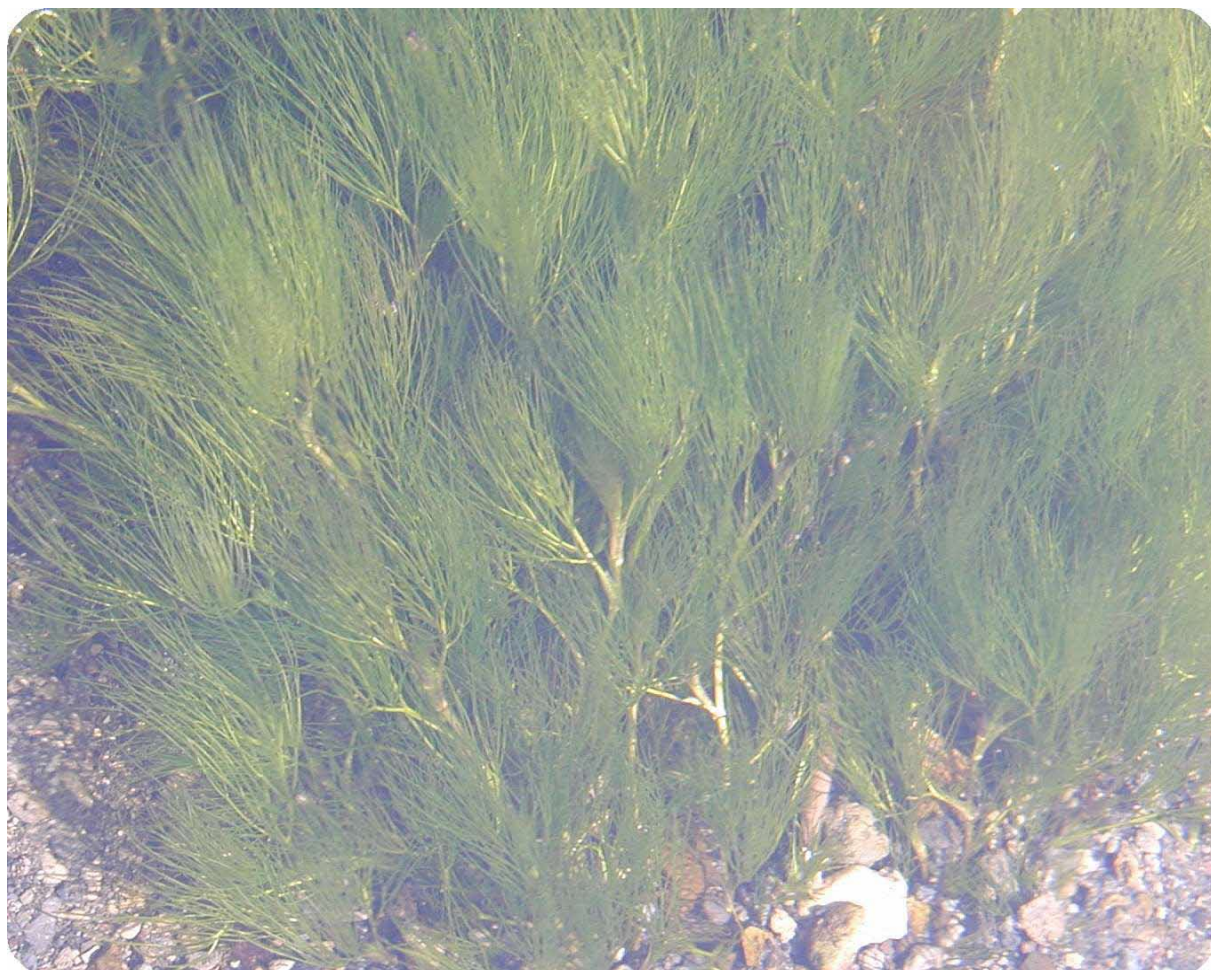


# 令和5年度水質検査計画



湧水の沢川取水地点近傍（梅花藻）

## ハイカモ（梅花藻）

山野のきれいな流水中に生える多年草。莖は長さ1～2mにもなり、葉は互生し、3～4回こまかく裂け、最終の列片は糸状となり、全体は房状となる。花は葉のわきにつき、梅花状で経1.5cmほどあり、そう果は楕円形で長さ1.5～2.2mm、背面に短い毛があり、先端に小突起がある。

和名が梅花藻で、花の形による。

建設水道部中標津町浄水場

## 目 次

1	水質検査の基本方針	1
2	中標津町水道事業の概要	1
3	河川流域及び水道水の状況	3
4	検査地点	4
5	検査項目・頻度	4
6	臨時の水質検査に関する事項	6
7	水質検査の方法及び実施状況の確認	6
8	試料の採取及び運搬方法	6
9	水質検査計画と水質検査結果の公表	6
10	水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し	7
11	関係者との連携	7

## 1 水質検査の基本方針

### (1) 検査地点

水質基準が適用される給水栓（蛇口）に加えて、原水（浄水場の流入地点）とします。

### (2) 検査項目

水道法で検査が義務づけられている水質基準項目、検査計画に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目とします。

### (3) 検査頻度

水道法及び本町の過去の検査結果に基づいて、項目ごとに検査頻度を設定し検査を実施いたします。

## 2 中標津町水道事業の概要

### ◎ 上水道事業

水源（標津川水系俣落川）の取水施設で表流水を取水し、沈砂池を経て、自然流下で中標津浄水場へ送られます。

### (1) 給水状況

区 分	内 容
事業体の名称	中標津町上水道
給水区域	図1 配水系統図参照
計画目標年度	令和7年度（水道ビジョン）
計画給水人口	21,400 人
計画一日最大給水量	9,000 m <sup>3</sup>
一日最大給水量	令和3年度実績 6,542 m <sup>3</sup>
一日平均給水量	令和3年度実績 5,800 m <sup>3</sup>

(2) 浄水場施設概要

浄水場名	中標津浄水場
水源	俣落川表流水
水利権	9,900 m <sup>3</sup> /日
給水能力	9,000 m <sup>3</sup> /日
主な給水区域	中標津町市街及び俵橋地区
浄水処理方式	薬品沈殿 急速濾過 塩素消毒
浄水使用薬品	凝集剤（ポリ塩化アルミニウム） アルカリ剤（ソーダ灰） 消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム）

◎ 簡易水道事業

◇ 計根別浄水場系統

水源（標津川水系ケネカ川支流湧水の沢川）の取水施設で表流水を取水し、沈砂池を経て、自然流下で計根別浄水場へ送られます。

◇ 西竹浄水場系統

水源（標津川水系荒川）の取水施設で表流水を取水し、荒濾過沈澱池を経て、自然流下で西竹浄水場へ送られます。

◇ 開陽浄水場系統

水源（標津川水系武佐川支流クテクンベツ川）の取水施設で表流水を取水し、取水井を経て、自然流下で開陽浄水場へ送られます。

◇ 養老牛温泉系統

水源（標津川水系モシベツ川支流ポンモシベツ川）の取水施設で湧水を取水し、配水池を経て、自然流下で養老牛温泉滅菌室へ送られます。

(1) 給水状況

区 分	内 容
事業体の名称	中標津町簡易水道
給水区域	図1 配水系統図参照
計画目標年度	令和7年度（水道ビジョン）
計画給水人口	3,190 人
計画一日最大給水量	7,550 m <sup>3</sup>
一日最大給水量	令和3年度実績 5,393 m <sup>3</sup>
一日平均給水量	令和3年度実績 4,558 m <sup>3</sup>

(2) 浄水場施設概要

浄水場名	計根別浄水場	西竹浄水場	開陽浄水場	養老牛温泉 滅菌室
水源	湧水の沢川 表流水	荒川表流水	クテクンベツ川 表流水	ポンモシベツ川 湧水
水利権	3,213 m <sup>3</sup> /日	2,429 m <sup>3</sup> /日	2,520 m <sup>3</sup> /日	130 m <sup>3</sup> /日
給水能力	2,925 m <sup>3</sup> /日	2,210 m <sup>3</sup> /日	2,285 m <sup>3</sup> /日	130 m <sup>3</sup> /日
主な給水区域	養老牛・上標津 ・計根別・当幌 ・豊岡・共和地区	西竹・俣落地区	武佐・開陽・俣落 地区	養老牛温泉地区
浄水処理方式	薬品沈殿  緩速濾過  塩素消毒	緩速濾過 薬品沈殿 急速濾過  塩素消毒	緩速濾過 薬品沈殿 急速濾過 膜濾過 塩素消毒	塩素消毒
浄水使用薬品				
凝集剤	ポリ塩化 アルミニウム	ポリ塩化 アルミニウム	ポリ塩化 アルミニウム	
アルカリ剤	ソーダ灰	ソーダ灰	ソーダ灰	
消毒剤	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム

### 3 河川流域及び水道水の状況

当町の各取水地点上流域は国有林内（山林）で、環境及び水質に恵まれた水源を持つ本町の浄水場では、良好な河川水及び湧水を取水し、適切な浄水処理を行い、これまでの水質検査結果から水質基準を充分満足しており、安全で良質な水道水を供給しています。

(1) 水系別原水の汚染要因による注意すべき項目

◎ 上水道事業

水 系	俣 落 川
原水の汚染要因	・降雨・融雪等 による高濁水 発生
水質管理上注意 すべき項目	・濁度

◎ 簡易水道事業

水 系	湧水の沢川	荒 川	クテクンベツ川	ポンモシベツ川
原水の汚染要因	・降雨・融雪等 による濁水発 生	・降雨・融雪等 による高濁水 発生	・降雨・融雪等 による高濁水 発生	
水質管理上注意 すべき項目	・濁度	・濁度	・濁度	※1

※1 ポンモシベツ川については湧水地点での取水で、取水部が外部と完全に遮断されていることから汚染の可能性は無い。

(2) 浄水場使用薬品及び資機材からの由来による注意すべき項目

使用薬品	注意すべき項目
凝集剤（PAC）	・アルミニウム
消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム）	・臭素酸（次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含有する可能性がある。） ・塩素酸（次亜塩素酸ナトリウム保管中における塩素酸濃度の増加がある。）

#### 4 検査地点

(1) 給水栓水（図－1 参照）

各浄水場ごとに配水区域が分かれていますので、各浄水場系統1カ所ずつ計5カ所にて検査を行います。

また、水道法に基づく1日1回行う検査（色・濁り・消毒の残留効果）は各配水系統で複数の地点を選定し、計9カ所で検査を行います。

さらに、消毒用の残留塩素濃度を適切な値に確保するために、各浄水場にて自動測定計器による連続測定を行います。

(2) 浄水場の入口（原水）

各浄水場ごとに、流入原水の検査を行います。

(3) 浄水場の出口（配水）

各浄水場にて濁度・残留塩素等を自動測定計器による連続測定を行います。

(4) 水源

各水系ごとに取水施設の巡視及び取水地点上流域の環境調査を行います。

#### 5 検査項目・頻度

(1) 検査項目

水質基準項目は全項目（51項目）の水質検査を行います。また、1日1回行う項目（色・濁り・消毒の残留効果）についても検査を行います。

さらに、原水のクリプトスポリジウム汚染の危険性把握の観点から指標菌、クリプトスポリジウム等の検査を行います。

原水のクリプトスポリジウム（ジアルジア含む）が複数個検出された場合に限り、ろ過池と24時間監視の浄水濁度計の有効性を確認する上で、浄水に関してクリプトスポリジウムの検査を行います。  
(養老牛温泉地区を除く)

## (2) 検査頻度

給水栓及び流入原水における水質検査は、以下のとおり行います。

### 1) 給水栓における水質基準項目（水質検査表（1）～（6）参照）

ア) 法に基づく水質検査表（1）の項目 No.1,2,11,38,46～51の検査は毎月1回行います。  
No.10,21～31,33,34の検査は3ヶ月に1回行います。

イ) 法に基づく水質検査表（1）のうち、過去3年間の濃度が基準値の1/10以下の場合、また過去の結果の濃度が1/2以下で諸要件を満たし省略可能な項目で、3年に1回まで検査頻度を減らすことができる項目についても、水質が安定し良好であることを確認するために年1回行います。

ウ) 法に基づく水質検査表（1）の色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）の検査は1日1回行います。

### 2) 流入原水における水質基準項目

法に基づく水質検査表（1）の項目 No.1,2,11,38,46,47,49～51の検査は3ヶ月に1回行います。No.21～31,48以外の全項目検査は年1回行います。

### 3) クリプトスポリジウム指標菌等（水質検査表（8）参照）

原水のクリプトスポリジウム汚染の危険性把握の観点から指標菌を3ヶ月に1回、表流水取水施設におけるクリプトスポリジウム等について年1回の検査を行います。

### 4) 独自に検査する項目（水質検査表（7）参照）

水質管理目標設定項目は、水質管理上留意すべきものとされているため、給水栓について、水質基準項目と重複しない項目を、上水道及び簡易水道の各系統について年1回検査を行います。

なお、農薬については当町の産業等を考慮し、畑作で使用されており販売量の多い農薬について検査を実施した経緯があり、検出されないことから今年度も検査をしますが、今後の検査実施については、他の地域の検出状況等を注視しながら決めます。

## 6 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、水道水が以下のような場合により水質基準に適合しないおそれがある時に法に基づく水質検査表（1）の項目 No.1,2,10,37,45～51の検査並びに水質基準に適合しないおそれのある項目について行います。

- (1) 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど原水水質が著しく悪化したとき。
- (2) 浄水工程に異常があったとき。
- (3) 配水区域内において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) その他特に必要があると認められるとき。

## 7 水質検査の方法及び実施状況の確認

水質検査は、水道法20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた機関で、外部精度管理を受けて一定の基準を満たしている下記業者に委託で行い、検査結果を検査成績書にて報告を受け、結果の確認を致します。

札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6

一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター

## 8 試料の採取及び運搬方法

### 1) 試料の採取方法

試料の採取は、事業体の職員又はそれに準ずる者が指定された採取方法により試料容器に採取し、採取日・採取地点・採水者・天候・気温・水温・残留塩素等を記録し試料の保冷が出来る運搬容器に収容します。

### 2) 試料の運搬方法

試料の運搬は、採水地から検査施設まで検査機関の指定した運搬業者により、所定の時間内に検査に着手できるよう速やかに搬送します。

## 9 水質検査計画と水質検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度の開始前に作成し、印刷物として役場・図書館・計根別支所・浄水場で閲覧できるほか、ホームページに掲載します。

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は水質年報（印刷物として役場・図書館・計根別支所・浄水場で閲覧できます）及びホームページにて公表します。



## 10 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

上水道、簡易水道の系統ごとに、各検査項目の検出濃度の最大値や平均値を水質基準等と比較し、翌年度の水質検査計画における検査項目や検査頻度に反映していきます。

## 11 関係者との連携

本町は水道水の安全を確保していくため、河川管理者（本町建設管理課）及び森林管理者（根釧東部森林管理署）と連絡調整を行い、水質保全に万全を期しています。

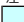
発行・問い合わせ先

中標津町建設水道部中標津浄水場  
〒086-1160 中標津町りんどう町18番地11  
TEL 0153-73-2521 FAX 0153-73-2522

法令に基づく水質検査

水質検査表（1）水質基準と検査実施における方針

番号	項目名	基準値	検査頻度		検査実施頻度 (回/年)	設定理由等		
			検査基本頻度	検査省略頻度				
	色	異常でないこと	毎日	毎日	365	法令に基づき1日に1回		
	濁り	異常でないこと			365			
	残留塩素	0.1mg/l以上			365			
1	一般細菌	100個/ml以下	月1回	月1回	12	法令に基づき1箇月に1回		
2	大腸菌	検出されないこと			12			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	年4回	3年に1回	1	過去の結果・原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが 性状確認のため1年に1回		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下			1			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下			1			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下			1			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下			1			
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下			1			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下			3年に1回		1	過去の3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが 性状確認のため1年に1回
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下			年4回		年4回	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下		3年に1回	12	過去の3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが 環境中に広く存在することから安全確認等のため月に1回		
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	年4回	3年に1回	1	過去の結果・原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが 安全確認等のため1年に1回		
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下			1			
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下			1			
15	1・4ジオキサン	0.05mg/l以下			1			
16	シス-1・2-ジクロロエチレン 及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下			1			
17	シクロロメタン	0.02mg/l以下			1			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下			1			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下			1			
20	ベンゼン	0.01mg/l以下			1			
21	塩素酸	0.6mg/l以下			年4回		年4回	4
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	4					
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	4					
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	4					
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	4					
26	臭素酸	0.01mg/l以下	4					
27	縮トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、 プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1mg/l以下	4					
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	4					
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	4					
30	プロモホルム	0.09mg/l以下	4					
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	4					
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	年4回	3年に1回	1	過去の3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが 性状確認のため1年に1回		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下		3年に1回	4	過去の3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが 性状確認のため3ヶ月に1回（凝集剤にPACを使用）注1		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下		1年に1回～3年に1回	4	過去の3年間の結果から1年～3年に1回以上とすることができるが 性状確認のため3ヶ月に1回		
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	年4回	3年に1回	1	過去の3年間の結果等から3年に1回以上とすることができるが 性状確認のため1年に1回		
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下			1			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下			1			
38	塩化物イオン	200mg/l以下			月1回		月1回	12
39	カルシウム硬度等（硬度）	300mg/l以下	年4回	3年に1回	1	過去の結果・原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが 安全確認等のため1年に1回		
40	蒸発残留物	500mg/l以下			1			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下			1			
42	(四S・四aS・HaR) オクタヒドロ四・ハ ジメチル フタレン四a (二H) オール (別名ジェオミン)	0.00001mg/l以下	月1回	3年に1回	1	過去の結果・原水並びに水源周辺状況（取水口上流域には湖沼 等の停滞水が流入していない。）から省略可能であるが性状 確認等のため1年に1回		
43	一・二・七・七テトラメチルピシクロ [二・二・一] ヘプ タン-ニール (別名ニメチルソボルネオール)	0.00001mg/l以下			1			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	年4回	3年に1回	1	過去の結果・原水並びに水源周辺環境等から省略可能であるが 安全確認等のため1年に1回		
45	フェノール類	0.005mg/l以下			1			
46	有機物等（全有機炭素量（TOC）の量）	3mg/l以下			12			
47	PH値	5.8以上8.6以下	月1回	月1回	12	法令に基づき1箇月に1回		
48	味	異常でないこと			12			
49	臭気	異常でないこと			12			
50	色度	5			12			
51	濁度	2			12			
52								
53								
54								
55								

注1 養老牛温泉系については浄水処理でPACを使用していないので年1回とする。  
 は水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。

水質検査表（2）

〔中標津水道〕

令5年度水質検査計画	基準値	水道法施行規則による検査結果の評価及び検査回数											定期水質検査実施月													
		過去の検査結果等				過去の検査結果				検査回数			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
		過去3年間の検査結果				過去1年間の検査結果				検査回数																
		最高値	基準値の1/5以下	基準値の1/10以下	水源等の変更の有無	最高値	基準値の1/2以下	規則第15条第1項第4号左勘案	1箇月に1回以上	3箇月に1回以上	1年に1回以上	3年に1回以上													省略※1	
1 一般細菌	100/ml以下														○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 大腸菌	検出されないこと														○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003		○		<0.001	○	○											○							
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005		○		<0.00005	○	○											○							
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001		○		<0.001	○	○											○							
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001		○		<0.001	○	○											○							
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001		○		<0.001	○	○											○							
8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.002	○			<0.005	○	○											○							
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004		○		<0.004	○	○											○							
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下																		○							○
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.18		○		0.21	○	○											○	○	○	○	○	○	○	○
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.05		○		<0.08	○	○											○							
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.04		○		0.08	○	○											○							
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002		○		<0.0002	○	○											○							
15 1・4ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.0005		○		<0.0005	○	○											○							
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001		○		<0.001	○	○											○							
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.001		○		<0.001	○	○											○							
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005		○		<0.0005	○	○											○							
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005		○		<0.0005	○	○											○							
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001		○		<0.001	○	○											○							
21 塩素酸	0.6mg/l以下																		○							○
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下																		○							○
23 クロロホルム	0.06mg/l以下																		○							○
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下																		○							○
25 ジブromoクロロメタン	0.1mg/l以下																		○							○
26 臭素酸	0.01mg/l以下					<0.001	○												○							○
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下																		○							○
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下																		○							○
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下																		○							○
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下																		○							○
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下																		○							○
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.002		○		0.029	○	○											○							
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.03	○			0.08	○	○											○							○
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	<0.01		○		0.06	○	○											○							○
35 銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.003		○		0.021	○	○											○							○
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	6.60		○		9.29	○	○											○							○
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.001		○		0.001	○	○											○							○
38 塩化物イオン	200mg/l以下																		○	○	○	○	○	○	○	○
39 加カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	22.3		○		23.4	○	○											○							○
40 蒸発残留物	500mg/l以下	65	○			85	○	○											○							○
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02		○		<0.02	○	○											○							○
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下					<0.000005	○	○											○							○
43 ニメチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下					<0.000005	○	○											○							○
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.002		○		<0.005	○	○											○							○
45 フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005		○		<0.002	○	○											○							○
46 有機物等（全有機炭素量（TOC））	3mg/l以下																		○	○	○	○	○	○	○	○
47 PH値	5.8以上8.6以下																		○	○	○	○	○	○	○	○
48 味	異常でないこと																		○	○	○	○	○	○	○	○
49 臭気	異常でないこと																		○	○	○	○	○	○	○	○
50 色度	5度以下																		○	○	○	○	○	○	○	○
51 濁度	2度以下																		○	○	○	○	○	○	○	○
52																										
53																										
54																										
55																										

※1 検査の省略が可能な項目についても、概ね3年に1回程度は水質検査を行い水道水質の状況に変化がないことを確認することとされている。

※2 採水場所は各項目給水栓とする。



水質検査表(4)

[中標津簡易水道 西竹浄水場系]

項目	基準値	水道法施行規則による検査結果の評価及び検査回数										定期水質検査実施月												
		過去の検査結果等						実施検査回数																
		過去の3年間の検査結果				過去の検査結果		実施検査回数																
		最高値	基準値の1/5以下	基準値の1/10以下	水源等の変更の有無	最高値	基準値の1/2以下	規則第15条第1項第4号左記案	1箇月に1回以上	3箇月に1回以上	1年に1回以上	3年に1回以上	省略※1	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
1 一般細菌	100/ml以下	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 大腸菌	検出されないこと	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003	○			<0.001	○	○																
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	○			<0.00005	○	○																
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	○			<0.001	○	○																
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	○			<0.001	○	○																
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	○			<0.001	○	○																
8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.002	○			<0.005	○	○																
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004	○			<0.004	○	○																
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	/	/	/	/	/	/	/				○	○	○	○				○			○		○
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.09	○			0.13	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.05	○			<0.08	○	○																
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.02	○			<0.02	○	○																
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002	○			<0.0002	○	○																
15 1・4ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.0005	○			<0.0005	○	○																
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001	○			<0.001	○	○																
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.001	○			<0.001	○	○																
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	○			<0.0005	○	○																
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	○			<0.0005	○	○																
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001	○			<0.001	○	○																
21 塩素酸	0.6mg/l以下	/	/	/	/	/	/	/				○	○	○	○				○			○		○
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	/	/	/	/	/	/	/				○	○	○	○				○			○		○
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	/	/	/	/	/	/	/				○	○	○	○				○			○		○
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	/	/	/	/	/	/	/				○	○	○	○				○			○		○
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	/	/	/	/	/	/	/				○	○	○	○				○			○		○
26 臭素酸	0.01mg/l以下	/	/	/	/	0.06	/	/				○	○	○	○				○			○		○
27 縮トリハロメタン	0.1mg/l以下	/	/	/	/	/	/	/				○	○	○	○				○			○		○
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	/	/	/	/	/	/	/				○	○	○	○				○			○		○
29 プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	/	/	/	/	/	/	/				○	○	○	○				○			○		○
30 プロモホルム	0.09mg/l以下	/	/	/	/	/	/	/				○	○	○	○				○			○		○
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	/	/	/	/	/	/	/				○	○	○	○				○			○		○
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.002	○			0.011	○	○																
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02	○			0.09	○	○																
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.02	○			0.09	○	○																
35 銅及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.001	○			0.009	○	○																
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	5.1	○			8.2	○	○																
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.001	○			0.001	○	○																
38 塩化物イオン	200mg/l以下	/	/	/	/	/	/	/				○	○	○	○				○			○		○
39 加カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	17.8	○			33.8	○	○																
40 蒸発残留物	500mg/l以下	53	○			66	○	○																
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02	○			<0.02	○	○																
42 ジェオスミン	0.0001mg/l以下	/	/	/	/	<0.000005	○	○																
43 ニメチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	/	/	/	/	<0.000005	○	○																
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.002	○			<0.005	○	○																
45 フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005	○			<0.002	○	○																
46 有機物等(全有機炭素量(TOC))	3mg/l以下	/	/	/	/	/	/	/				○	○	○	○				○			○		○
47 PH値	5.8以上8.6以下	/	/	/	/	/	/	/				○	○	○	○				○			○		○
48 味	異常でないこと	/	/	/	/	/	/	/				○	○	○	○				○			○		○
49 臭気	異常でないこと	/	/	/	/	/	/	/				○	○	○	○				○			○		○
50 色度	5度以下	/	/	/	/	/	/	/				○	○	○	○				○			○		○
51 濁度	2度以下	/	/	/	/	/	/	/				○	○	○	○				○			○		○
52																								
53																								
54																								
55																								

※1 検査の省略が可能な項目についても、概ね3年に1回程度は水質検査を行い水道水質の状況に変化がないことを確認することとされている。

※2 採水場所は各項目給水栓とする。

水質検査表 (5)  
 [中標津簡易水道 開陽浄水場系]

項 目	基 準 値	水道法施行規則による検査結果の評価及び検査回数											定期水質検査実施月											
		過去の検査結果等						実施検査回数																
		過去の検査結果				過去の検査結果																		
		最高値	基準値 の1/5 以下	基準値 の1/10 以下	水源等 の変更 の有無	最高値	基準値 の1/2 以下	規則第 15条第1 項第4号 左勘案	1箇月に 1回以上	3箇月に 1回以上	1年に 1回以上	3年に 1回以上	省 略 ※ 1	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
1 一般細菌	100/ml以下						○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 大腸菌	検出されないこと						○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003	○			<0.001	○	○							○									
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	○			<0.00005	○	○							○									
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	○			<0.001	○	○							○									
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	○			<0.001	○	○							○									
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	○			<0.001	○	○							○									
8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.002	○			<0.005	○	○							○									
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004	○			<0.004	○	○							○									
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下													○										○
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.06	○			0.11	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.05	○			<0.08	○	○							○									
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.02	○			0.02	○	○							○									
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002	○			<0.0002	○	○							○									
15 1・4ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.0005	○			<0.0005	○	○							○									
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001	○			<0.001	○	○							○									
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.001	○			<0.001	○	○							○									
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	○			<0.0005	○	○							○									
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	○			<0.0005	○	○							○									
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001	○			<0.001	○	○							○									
21 塩素酸	0.6mg/l以下													○										○
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下													○										○
23 クロロホルム	0.06mg/l以下													○										○
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下													○										○
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下													○										○
26 臭素酸	0.01mg/l以下					0.001	○	○						○										○
27 縮トリハロメタン	0.1mg/l以下													○										○
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下													○										○
29 プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下													○										○
30 プロモホルム	0.09mg/l以下													○										○
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下													○										○
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.004	○			0.007	○	○						○										○
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02	○			0.04	○	○						○										○
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	<0.01	○			0.06	○	○						○										○
35 銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.007	○			0.007	○	○						○										○
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	5.2	○			6.03	○	○						○										○
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.001	○			<0.001	○	○						○										○
38 塩化物イオン	200mg/l以下													○										○
39 加カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	21.1	○			22.4	○	○						○										○
40 蒸発残留物	500mg/l以下	73	○			96	○	○						○										○
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02	○			<0.02	○	○						○										○
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下					<0.000005	○	○						○										○
43 ニメチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下					<0.000005	○	○						○										○
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.002	○			<0.005	○	○						○										○
45 フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005	○			<0.002	○	○						○										○
46 有機物等(全有機炭素量(TOC))	3mg/l以下													○										○
47 PH値	5.8以上8.6以下													○										○
48 味	異常でないこと													○										○
49 臭気	異常でないこと													○										○
50 色度	5度以下													○										○
51 濁度	2度以下													○										○
52																								
53																								
54																								
55																								

※ 1 検査の省略が可能な項目についても、概ね3年に1回程度は水質検査を行い水道水質の状況に変化がないことを確認することとされている。

※ 2 採水場所は各項目給水栓とする。



水質検査表（7）水質管理目標設定項目

項	目	目 標 値	重複項目	実 施	備 考
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.015mg/L以下		○	
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下（暫定）		○	
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.01mg/L以下		○	
4					
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下		○	
6					
7					
8	トルエン	0.4mg/L以下		○	
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08mg/L以下		○	
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下		○	
11					
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下		○	
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下（暫定）		○	
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下（暫定）		○	
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下			
16	残留塩素	1mg/L以下	○		
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L以上100mg/L以下	○		
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	○		
19	遊離炭酸	20mg/L以下		○	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下		○	
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下		○	
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L以下		○	
23	臭気強度（TON）	3以下		○	
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	○		
25	濁度	1度以下	○		
26	pH値	7.5程度	○		
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし極力0に近づける		○	
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下（暫定）		○	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下		○	
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	○		

水質検査表（8）クリプトスポリジウム指標菌等

項	目
	クリプトスポリジウム指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）
	クリプトスポリジウム等（クリプトスポリジウム、ジアルジア）



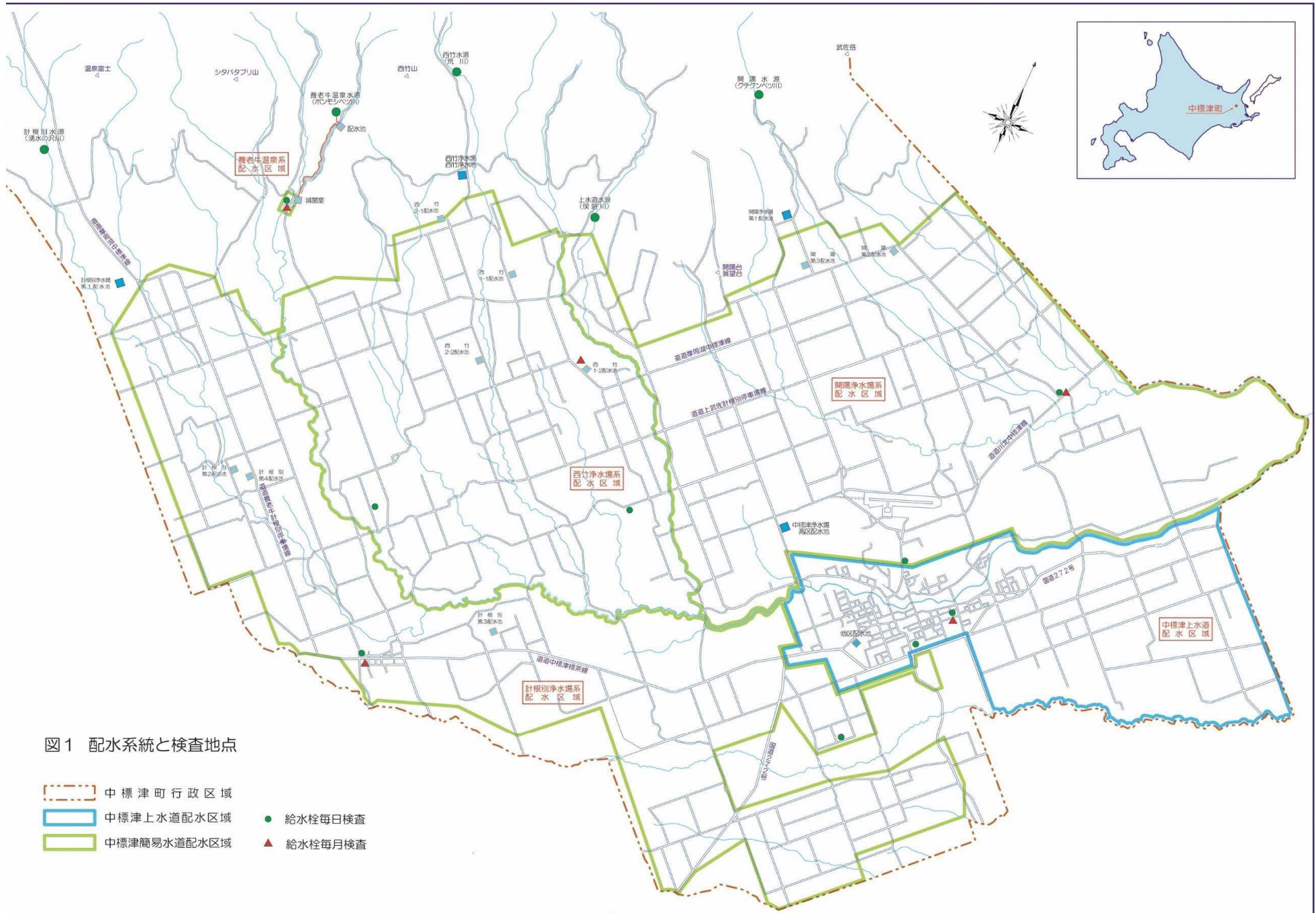


図1 配水系統と検査地点

- 中標津町行政区域
- 中標津水道配水区域
- 中標津簡易水道配水区域
- 給水栓毎日検査
- ▲ 給水栓毎月検査